

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

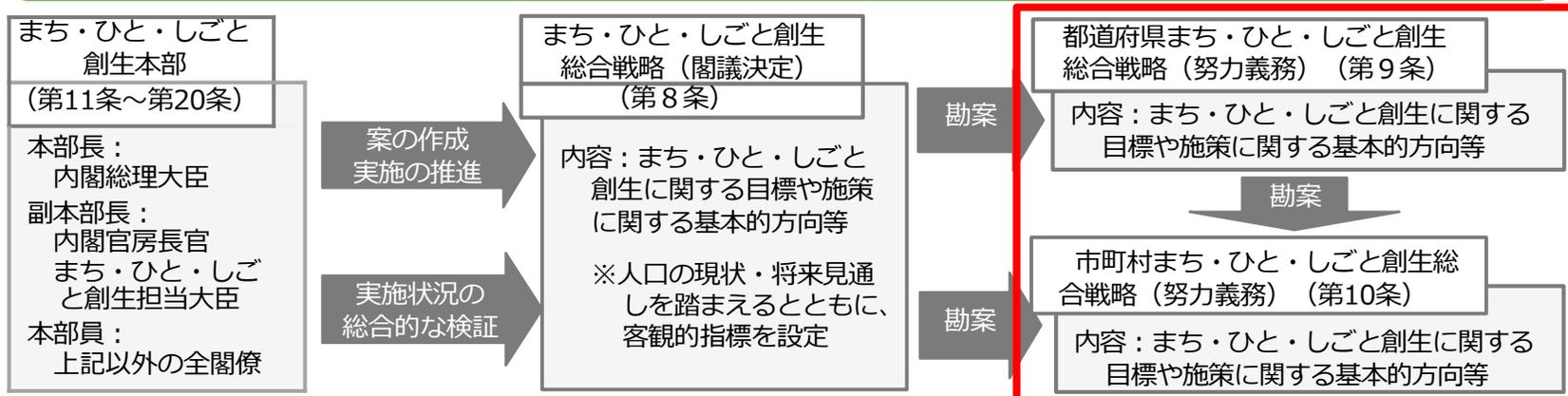
まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める



施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

地方創生の取組について

○2014年に「地方創生」を開始して以降、まち・ひと・しごと創生法の下で、日本の急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくための取組を進めてきた。

○2025年6月には、「地方創生2.0基本構想」が閣議決定され、今後10年間を見据えた地方創生の方向性が定められた。

○上記を踏まえ、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を変更し、「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」（2025年12月23日閣議決定）を策定。

※まち・ひと・しごと創生法では、まち・ひと・しごと創生に関する目標及び施策に関する基本的方向並びに政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を定める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定（閣議決定）することとされており、2014年以降、総合戦略を累次策定している。（基本的に毎年末に改訂）

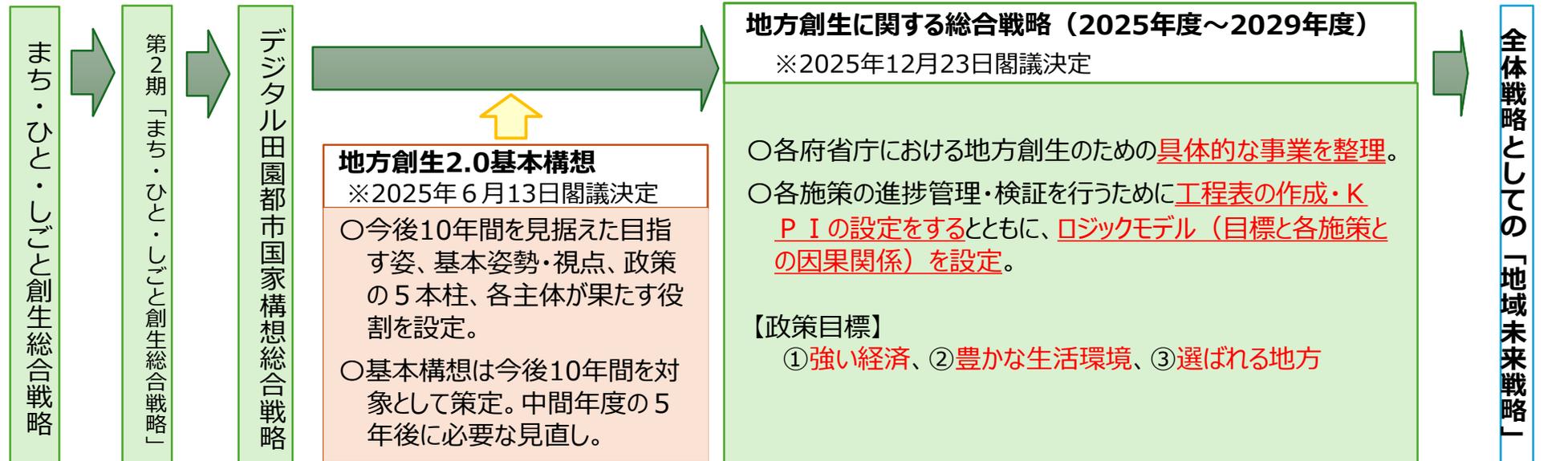
○本総合戦略で整理された施策を基盤に、「強い経済」の実現に力点を置いた全体戦略としての「地域未来戦略」を2026年夏を目処に取りまとめる。施策を追加することで、大きく3つのタイプのクラスターを推進。

2015年度
～2019年度

2020年度
～2024年度

2023年度
～2027年度

2026年夏を
目処に取りまとめ



※基本的に毎年末に改訂